

小金井市立公園等・環境学習館の指定管理者公募に係る質問回答書

No.	募集資料種別	頁数	項目No.	項目	質問内容	回答内容
1	募集要項	23頁	22	指定管理者選定委員会委員及び市職員との接触禁止について	指定管理者選定委員会の委員との接触禁止となっているが、委員の名前を教えてください。	市ホームページをご参照ください。 【参考URL】 <a href="https://www.city.koganei.lg.jp/smph/shisei/singikaitou/singikaitounoitiran/sanka_kyodo_renkei/shitekaniinmeibo.html">https://www.city.koganei.lg.jp/smph/shisei/singikaitou/singikaitounoitiran/sanka_kyodo_renkei/shitekaniinmeibo.html</a>
2	業務仕様書	10頁	2-1(7)	農に触れ合う場の確保について	市立公園内に菜園はあるのか	現時点では、市立公園内に菜園は設置していませんが、令和5年10月以降に実施予定の子どもとの意見交換を踏まえて設置場所を検討していきます。 なお、菜園の設置場所について、御提案をいただければ、前向きに検討します。
3	業務仕様書	10頁	2-2(1)エ	梶野公園サポーター会議補助金について	梶野公園サポーター会議補助金の内訳を教えてください。	市ホームページに参考資料として追加で掲載しましたので、ご参照ください。
4	業務仕様書	11頁	2-2(2)イ	公園施設の設置管理許可制度の活用について	協定書締結後に、公園の形状変更をすることができるか。	公園施設の設置管理許可については、市立公園条例上、令和6年4月1日から施行となるため、それ以前の許可はできません。
5	募集要項	5頁	4(1)コ	市立小学校の環境教育支援事業について	環境学習館について「市立小学校の環境教育支援事業の協力」とありますが、過年度の対応実績（件数）を2～3年分ご教示いただけないでしょうか。	市立小学校の環境教育支援事業は、市立公園及び滄浪泉園緑地で実績がありますが、環境学習館では実績はありません。過去の実績は以下のとおりです。 令和3年度：三楽公園2回、三楽の森公共緑地2回 令和4年度：滄浪泉園緑地1回
6	募集要項	8頁	6(3)	指定管理委託料の精算について	人件費が精算となるのはどのような場合か、ご教示いただけないでしょうか。	人件費は、1年当たり2%の上昇を見込んで指定管理料を積算しておりますが、その見込みを大きく増減する場合には、精算を要するものと考えます。なお、詳細は協議により決定することとなります。

No.	募集資料種別	頁数	項目No.	項目	質問内容	回答内容
7	業務仕様書	13頁	2-3(3)ウ	環境美化サポーターとの意見交換会について	環境美化サポーターとの協働事業は市・指定管理者で連携して対応にあたる必要があると認識しています。環境美化サポーターとの意見交換会に引き続き市の職員の方にも必要に応じて出席いただけるのでしょうか。	環境美化サポーターとの意見交換会には引き続き市職員も参加し、指定管理者と連携して市民協働の深化に取り組みます。
8	業務仕様書	10頁	2-2(1)エ	市民協働の推進について	梶野公園サポーター会議補助金の使途の詳細をご教示いただけないでしょうか。	市ホームページに参考資料として追加で掲載しましたので、ご参照ください。
9	業務仕様書	17頁	2-5	自動販売機の設置について	「公園面積1ha以上」と「防災機能を有している公園」という2つの条件を満たす公園は、管理対象施設の中で「梶野公園」「栗山公園」以外にありますか。	上水公園が該当しますが、今回の募集の対象としておりません。
10	業務仕様書	29頁	4-6	事業報告書について	事業報告書に決まったフォーマットはございますか。あるいは、定められた事項が記載されていれば様式は任意でしょうか。	事業報告書は、市の様式として規定している様式はございませんので、任意様式となります。なお、モニタリングの一環として（四半期ごとに）事業評価シートを作成・提出していただくことを予定しており、現在、様式及び頻度等については検討中です。
11	募集要項	3頁	2(1)キ	農に触れ合う場の確保について	農にふれあう場の確保について、どのエリアにどのくらいの大きさの菜園をいくつ程設置することを検討されているかご教示ください	令和5年10月以降に実施予定の子どもとの意見交換を踏まえて設置場所、大きさ及び設置数を検討していきます。なお、菜園の設置場所について、御提案をいただければ、前向きに検討します。
12	募集要項	3頁	2(1)キ	農に触れ合う場の確保について	農にふれあう場についてどのような仕様の菜園の設置を検討されているかご教示ください	ユニバーサルデザインに配慮した菜園の整備を検討中です。
13	募集要項	23頁	21(8)	契約保証金について	5年間分を一括で納付するのか単年で良いのか教えて頂きたい。	年度協定額に応じて年度毎に納付していただくことを考えております。

No.	募集資料種別	頁数	項目No.	項目	質問内容	回答内容
14	業務仕様書	4頁	1-5(1)	市立公園の利用期間について	「はけの森緑地2」だけなぜ12/29～1/3の休園日なのか。	開園当初より、12月29日から1月3日までを休園日としています。なお、市立公園条例第7条の2に基づき、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休園日を変更することができます。
15	業務仕様書	6頁	1-7(1)イ	管理事務所の運営について	「はけの森緑地2」の休園日が他の公園同様12/28～1/4にすることができれば管理事務所の休日も同様に確保できるのではないのか。	業務仕様書6頁に記載のあるとおり、管理事務所の運営は、市の年末年始の閉庁日と同様、原則、12月29日から1月3日を除く、通年としていますので、ご確認ください。
16	業務仕様書	3頁	1-7(1)カ	滄浪泉園緑地管理棟の機械警備について	滄浪泉園緑地管理棟に導入する機械警備の費用は、今回の指定管理料に含まれていないという理解で良いか。その際の費用の負担はどちらがするのか。	滄浪泉園緑地の機械警備に要する費用は、指定管理委託料に含まれていますので、指定管理者の負担となります。
17	業務仕様書	6頁	1-7(2)	総括責任者及び現場責任者の配置について	総括責任者・現場責任者・市民協働担当者とも「環境楽習館に配置するものとする」と記載があるが、スペース的に考えると無理があると思われ、総括責任者・現場責任者は滄浪泉園緑地管理棟に席を置いても良いか。	本市の想定では、現場責任者は、市民協働担当者と兼任することとしておりますが、現場責任者が市民協働担当者を兼任しない場合には、滄浪泉園緑地管理棟に配置することも可とします。
18	募集要項	6頁	6(1)	指定管理委託料（維持管理料）について	人件費・光熱水費が年2%増額されるのは理解できるが、維持管理料については据え置かれている。維持管理料は、ほぼ労務費・燃料費で構成されており、通常の積算で公共労務単価が上がれば増額となると思われるが、なぜ増額されないのか。	維持管理料については、現予算と比較し、相応の増額をしております。

No.	募集資料種別	頁数	項目No.	項目	質問内容	回答内容
19	募集要項	6頁	6(1)	指定管理委託料（緊急修繕料）について	緊急修繕料の6,716千円については暫定で収支計画に算入し、具体的な項目は指定後の細目協議で打合せという考えで良いか。	お見込のとおりです。
20	募集要項	6頁	6(1)	指定管理委託料（手数料）について	手数料の685千円の具体的な支出内容を教えて頂きたい。	手数料の内訳としましては、不法投棄等の処理手数料、事業系ごみ処理手数料及び振込手数料等を見込んでいます。
21	その他			砂場について	公園一覧や遊具一覧に砂場の表記が無いが、障がい者団体清掃等委託契約一覧の砂場清掃表記がある公園が全てと考えて良いか。	市立公園の砂場につきましては、障がい者団体清掃等委託契約の対象となっていない公園にもあるため、別紙1の市立公園・滄浪泉園緑地の一覧に砂場の情報を追加しました。
22	業務仕様書	4頁	1-5	施設の門扉開閉について	環境楽習館・滄浪泉園以外で門扉開閉が必要なのは、障がい者団体清掃等委託契約一覧の2公園のみという理解で良いか。	業務仕様書4～5頁に記載のある利用時間を明記している施設（栗山公園バーベキュー施設及び中町四丁目公共緑地を除く、はげの森緑地2、上山谷緑地公園、どんぐりの森公共緑地、三楽の森公共緑地、滄浪泉園緑地（はげうえ広場含む）及び環境楽習館）は門扉の開閉が必要です。 なお、どんぐりの森公共緑地及び三楽の森公共緑地の門扉開閉は、滄浪泉園緑地の管理と併せてシルバー人材センターに委託しています。
23	募集要項	16頁	13(1)	参加資格審査書類について	「財務諸表又はこれらに類するもの（直近3年間）」については決算が終わったばかりなので、19・20・21年度のものでも良いか。	参加資格書類提出時に提出可能な書類で構いません。